厚生年金基金の残余財産分配金移換等事務

事務処理要領

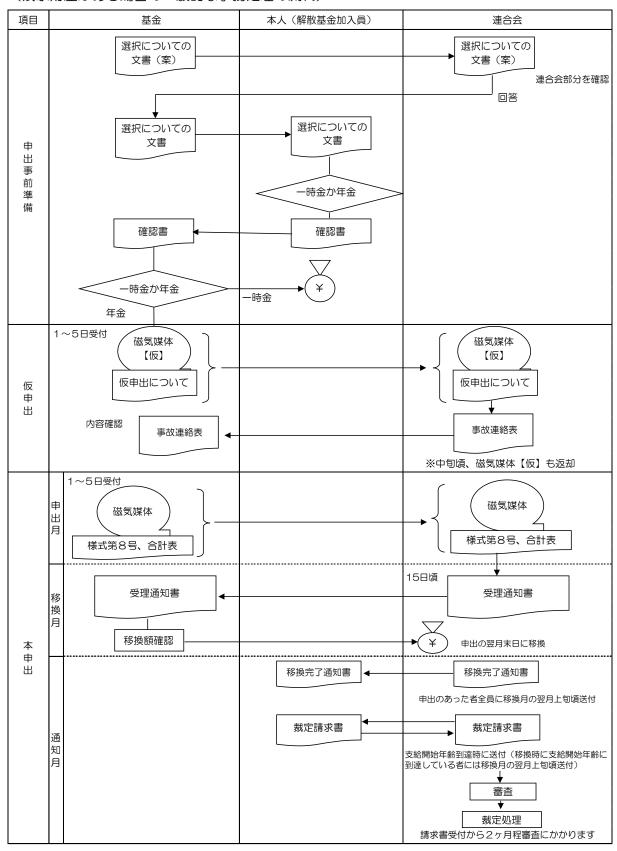
令和3年1月

企業年金連合会

Ι	最低責任準備金確定から清算結了までの事務処理	· 1
	1. 分配金申出	. 2
	(1)残余財産分配金の案内	. 2
	(2) 分配金の移換申出をする前に	3
	(3)分配金相当額の移換【仮】申出処理	. 4
	(4) 分配金相当額の移換申出処理	. 6
	(5)通算企業年金の移換前死亡者について	. 9
\mathbb{I}	資料	·11
	資料(別紙)名一覧	·11
\blacksquare	通算企業年金について	.25
	1. 通算企業年金の仕組み	.25
	(1)基本的仕組み	·25
	(2)支給開始年齢および終身年金	·25
	(3)事務費	·26
	(4)保証期間	·26
	(5)一時金	.27
	(6) 通算企業年金の税制および源泉徴収	.28
IV	【付録】企業年金連合会ホームページに掲載されている「年金試算シミュレーション	<i>/</i>]
	へのアクセス方法	.29

I 最低責任準備金確定から清算結了までの事務処理

(残余財産がある場合の一般的な事務処理の流れ)



1. 分配金申出

(1)残余財産分配金の案内

基金に残余財産があった場合、解散基金加入員へ基金規約に基づき分配することになります。ご案内する際には、以下の内容を明記するとともに、案内する内容については、事前に連合会に確認してください。(P.12の別紙41及び、P.25のⅢ-1「通算企業年金の仕組み」参照)

一明記する内容一

- 通算企業年金は、**保証期間付終身年金**であること。
- 通算企業年金は、分配金移換額から定額事務費(1,100円) および定率事務費(上限33,000円) を控除した額を基準に年金額を算出すること。
 - また、分配金移換額が、<u>定額事務費(1,100円)以下の場合、連合会への移換ができ</u>ないこと。
- 通算企業年金の支給開始は「生年月日に応じて60歳から65歳の間(支給開始年齢に 到達した月の翌月分から)」および「<u>支給開始年齢に達している方は、分配金を移換した</u> **月の翌月分から**」であること。
- 60歳以降であれば、本来の支給開始年齢より繰上げて受給することもできるが、通算 企業年金の額については減額になること。
- ・通算企業年金の支給開始時期まで一時金への選択替えを行うことはできないこと。
- ・保証期間は、年金支給開始年齢から原則80歳に達するまでの期間のことを指し、その間に亡くなられた場合には死亡一時金を、病気や災害などの理由がある場合には選択一時金を受取ることができる。
- なお、選択一時金については、裁定請求時に全額選択一時金を選択された場合、死亡一時金については、年金支給開始年齢前に亡くなられた場合は、事務費控除後の分配金移換額が最低保証額として保証されるが、年金支給開始後に全額選択一時金を選択された場合、または年金支給開始年齢後に亡くなられた場合の死亡一時金については、分配金をお預かりしてから選択一時金や死亡一時金をお受取りになるまでの期間が短い場合は、お預かりした金額を下回る場合があること。
- 年金額の多寡に係らず一律 7.5%相当が課税され、復興税も併せて源泉徴収されること。 (扶養親族等申告書は提出できません)

(2)分配金の移換申出をする前に

- ・移換申出月の2ヶ月以上前に、移換予定月の連絡を連合会に行ってください。
- ・解散認可後の死亡者に係る分配金については、連合会が移換を受けて給付することはできま せん。
- 本人への意思確認は確実に行ってください。意思確認がとれない方(申出がない方)は連合会に対して移換申出はできません。

<注意>

分配金仮申出月までに財産目録等の承認を受けるようお願いいたします。 承認の確認がとれない場合は分配金仮申出を行うことができませんので ご了承ください。

◎ 様式のダウンロードについて

解散に伴う事務処理において必要な様式は企業年金連合会のホームページからダウン ロードして下さい。

アドレス: https://www.pfa.or.jp/user_kaiin/kaisan/kaisan06.html 通常解散(平成26年4月以降)の分配金事務処理について

(3)分配金相当額の移換【仮】申出処理

手順	事務	内容	時期
1	分配金【仮】データ提出	・「解散基金加入員分配金申出の仮申出処理について」(別紙42) ・「解散基金加入員分配金【仮】データ」 ・データのエディット(ダンプリスト) ※2~3名程度	分配金移換の 申出予定月の 前月 1 ~ 5 日までに連合 会へ提出
2	分配金【仮】データ処理	・不備データ報告 (事故連絡票、住所不完全リスト等)	処理後、基金 等へ送付
3	データ修正	・データに不備等があった場合は、修正	分配金移換申 出まで

目的

分配金移換額から事務費を控除して年金額を算出するため、事務費割れを防ぎ、また、分配 金データを連合会マスタと突合し、基礎年金番号、死亡等のエラーチェックを行うことによ り、本申出がスムーズに行われるよう事前処理を行っています。

手順1:分配金仮データ作成

P18~23「解散基金加入員分配金データ」のフォーマット(別紙45)を参照のうえ磁気媒体(CD-R、DVD等)で作成し、「解散基金加入員分配金申出の仮申出処理について」(別紙42)を添付して、依頼してください。

その際、併せて2~3名程度のデータのエディット(ダンプリスト)を紙で提出してください。

手順2:分配金仮データの電算処理

仮データの電算処理を行い、以下のリストを出力し、結果報告を行います。

解散基金加入員記録の基礎年金番号、生年月日、記録の重複等、既中途脱退者との関連上の不備があったものについて「事故連絡票」が出力されます。

また、仮データ内の住所の記載が不完全なものに対しては、「住所不完全リスト」が出力されます。

手順3:分配金仮データの内容修正等

仮データの結果報告の不備内容の調査をし、分配金申出データ作成前までに全ての解散基金加入員記録の修正を行ってください。

仮申出する月の $1\sim5$ 日を 記入してください。

令和○○年○○月○○日

企業年金連合会

年金サービスセンター長 殿

○基第○○○号○○○○厚生年金基金清算人 ○○ ○○

押印不要です。

解散基金加入員分配金申出の仮申出処理について

仮申出のデータ件数 を記入してください。

仮申出件数

_ 〇, 〇〇〇 件

内訳 | 待期者 ○○○ 件

受給者 〇〇〇 件

加入員 〇〇〇 件

(中脱者 ○○○ 件)

移換金額

分配金移換申出年月(15日設定) を記入してください。

基準日

令和○○年○○月15日

(分配金移換申出年月日)

分配金の仮申出年月 を記入してください。

移換申出年月日

令和○○年○○月15日

(本申出年月日)

本申出年月日(15日設定)を記入してください。 ※上記、基準日(分配金移換申出年月日)と同じ になります。

(4)分配金相当額の移換申出処理

手順	事務	内容	時期
1	分配金データ提出	・「様式第8号 解散基金加入員分配金相当額移 換申出書」(別紙43) ・「解散基金加入員分配金相当額移換申出書(合 計表)」(別紙44) ・「解散基金加入員分配金データ」 ・ データのエディット(ダンプリスト) ※2~3名程度	分配金移換の申出 をする月の1~5 日までに連合会へ 提出
		・「企業年金連合会へ申出した移換前の死亡者に対する分配金相当額の返還の同意について」(別紙46)	
2	分配金データ処理 	• 受理通知書送付	申出月の翌月 15 日頃
3	分配金移換	・ 受理通知の金額を納付	申出月の翌月末

手順1:分配金データ作成

「解散基金加入員分配金データ」は、仮申出の際に作成したデータ(不備があった場合は修正したもの)を指します。フォーマットについては、P18~23「解散基金加入員分配金データ」のフォーマット(別紙45)をご覧ください。

「様式第8号 解散基金加入員分配金相当額申出書」(別紙43) および「解散基金加入員分配金相当額申出書(合計表)」(別紙44) を添付して、依頼してください。 その際、併せて2~3名程度のデータのエディット(ダンプリスト) を紙で提出してください。

手順2:分配金データの電算処理

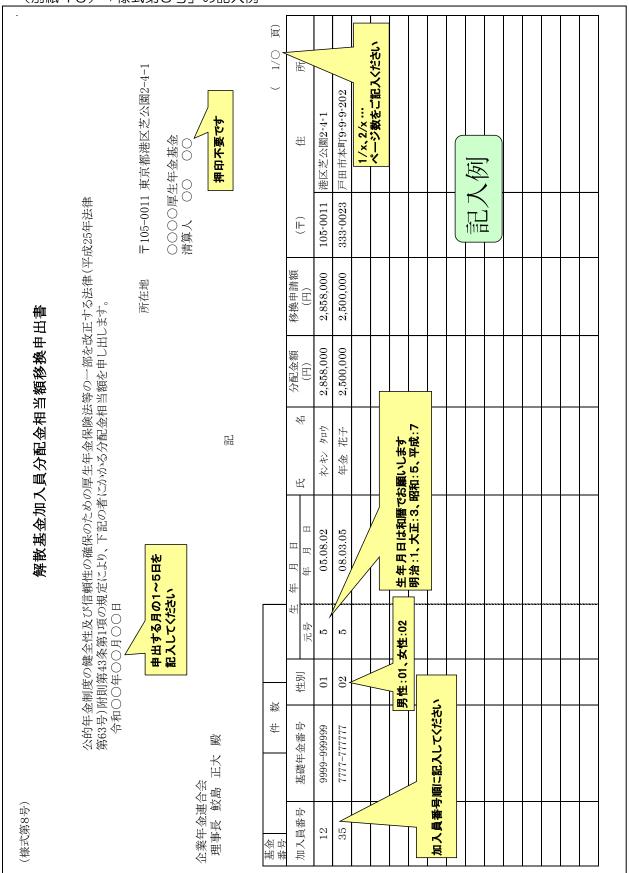
分配金データが正常に処理されると、連合会で処理を行った月(申出月)の翌月15日頃、 「解散基金分配金受理通知書」を基金宛に送付します。

手順3:分配金移換

申出月の翌月末、「解散基金分配金受理通知書」に記載の金額を連合会へ移換して下さい。

(留意事項)

<u>分配金移換後に連合会が送付する「移換完了通知書」が届かなくなりますので、最新の住所を分配金データに収録してください。</u>(様式第8号からの変更の反映はいたしません。) 分配金データ提出後に、分配金申出者の住所変更を要する場合、速やかにご連絡ください。



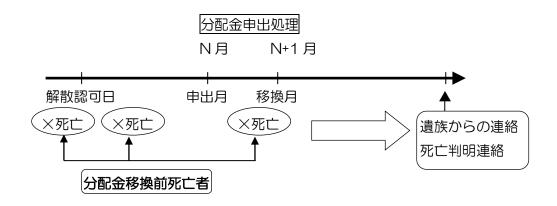
(別紙44)「解散基金加入員分配金相当額移換申出書(合計表)」の例

企業年金連合会 理事長 鮫島 正大 殿		申出する月の1~記入してください	
解散基金加	入員分配金相当	額移換申出書(合言	+表)
	件数	金額	備考
①移換申出の内現存者			1
②移換申出の内受給待期者			2
③移換申出の内受給権者			3
金分配金相当額移換申出額の合計			4 = 1 + 2 + 3
⑤分配金を一時金選択した者 ※⑥に該当する者は除く			⑤※⑰の供託を除いたものを記入 してください。
⑥分配金の一部を一時金選択した者 ※分配金の一部は連合会へ移換			⑥※金額は、一時金支払額のみを 記入してください。
⑦一時金支払額の合計			7=5+6
8分配金の全額を確定給付年金制度へ移 行した者			8
⑨分配金の一部を確定給付年金制度へ移行した者※拠出金の一部は連合会へ移換			⑨※金額は、確定給付年金制度へ 移行した額のみを記入してください。
⑩確定給付年金制度移行者の合計			10=8+9
⑪分配金の全額を確定拠出年金制度へ移 行した者			(1)
②分配金の一部を確定拠出年金制度へ移 行した者 ※拠出金の一部は連合会へ移換			⑫※金額は、確定拠出年金制度へ 移行した額のみを記入してください。
③確定拠出年金制度移行者の合計			(3=(1)+(2)
個分配金の全額を中小企業退職金共済制 度へ移行した者			(4)
⑩分配金の一部を中小企業退職金共済制度へ移行した者 ※拠出金の一部は連合会へ移換			⑤※金額は、中小企業退職金共済 制度へ移行した額のみを記入して ください。
過中小企業退職金共済制度移行者の合計			(b)=(4)+(5)
D供託			17
⑧総計(分配された残余財産額)			※ (件数) ⑱=④+⑤+⑧+⑪+⑭+⑰ (金額) ⑱=④+⑦+⑪+⑬+⑯+⑪
(注) ④のうち中脱移換済の者			基金規約による脱退一時金差止者等

(5) 通算企業年金の移換前死亡者について

連合会に残余財産を移換され、解散した基金の清算人が清算結了した後に遺族等からの連絡により残余財産移換以前に死亡したことが判明する場合があります。

本来、連合会には移換されるべきではなかった者であり、企業年金連合会規約には支給の要件がないため、取り扱いについて下記の通りとします。



- ※事前に清算人に了承を得て、また、遺族が同意した場合、連合会から遺族に分配金相当額 (事務費控除前の金額)を支払います。
- ※清算人の同意については、遺族に分配金相当額を支払うことを同意していただきます。 また、遺族が連合会から分配金相当額を支払うことを同意しなかった場合、遺族に対して は不支給決定通知書を送付し、公告された清算人の連絡先のみ教えることとします。

<手順概要>

- ① 清算人が清算結了する前に、同意を得ます。(別紙46) (得られない場合は、清算人の所在を常に連絡が取れるようにお願いします。 また、遺族が連合会から支払うことと同意しなかった場合、清算人に分配金相当額 を返還する旨を伝えます。)
- ② 死亡一時金の請求がなされているため、死亡者の遺族より清算人の代理として、 分配金相当額を遺族に支払ってよいか同意書をいただきます。 (事務手続きの利便性のため、連合会が支払を代理するという姿勢。遺族が同意を 拒否した場合、清算人に分配金相当額を返します。清算人に連絡がつかない場合は、 死亡判明の翌年度までに供託することとします。)
- ③ 遺族に支払います。 連合会からは「振込通知書」を遺族宛に送付します。

令和○○年○○月○○日

企業年金連合会 年金サービスセンター長 殿

○○○○○厚生年金基金清算人○○○○○

押印不要です

企業年金連合会へ申出した移換前の死亡者に対する分配金相当額の 返還の同意について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第63号) 附則第43条第1項の規定による解散基金加入員等の分配金相当額 の移換申出について、清算結了後に移換前の死亡が判明した者については、清算人に代わって、 企業年金連合会が、当該の解散基金加入員等の遺族に対し分配金相当額について、返還するこ とに同意します。

なお、遺族が清算人に代わって、企業年金連合会から、分配金相当額について返還されることに同意しなかった場合、この限りではないことを申し添えます。

II 資料 資料 (別紙) 名一覧

別紙	別紙名一覧	参照頁
41	厚生年金基金の分配金のお知らせ	P12
42	解散基金加入員分配金申出の仮申出処理について	P15
43	解散基金加入員分配金相当額移換申出書(様式第8号)	P16
44	解散基金加入員分配金相当額移換申出書(合計表)	P17
45	解散基金加入員分配金の申出について(データフォーマット)	P18
46	企業年金連合会へ申出した移換前の死亡者に対する分配金相当額の返還の同意について	P24

(別紙 41)

〇〇年〇〇月〇〇日

○○ ○○様

○○○○厚生年金基金

清算人 〇〇 〇〇

厚生年金基金の分配金のお知らせ

拝啓 皆様には益々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、当基金は○○年○○月○○日を以って解散し、清算事務を進めてまいりました。

この度、当基金の残余財産について、解散日現在の受給者、受給待期者および加入員の皆様にそれぞれの権利に応じて分配することとなりました。

つきましては、皆様に分配金の受取方法を選択していただきたく存じます。下記の説明をお読みいただき、 別紙の「分配金選択申出書」に必要事項をご記入の上、<u>〇〇年〇〇月〇〇日までに</u>、当基金宛に必ずご提出 下さい。

皆様には大変ご迷惑とお手数をおかけいたしますが、何卒、事情をご賢察のうえご理解いただきますよう お願い申し上げます。

末筆ながら、当基金の運営にご協力、ご支援賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

敬具

記

- 1. 受取方法には2通りあります。
 - (1) 一時金(1回限り)として受け取る
 - (2) 年金(通算企業年金) として受け取る
- 2. あなた様の分配金見込額

分配金額	(概算額)	:	千円

なお、企業年金連合会(以下「連合会」といいます。)に分配金を移換し、年金(通算企業年金)にされますと、概算 *** 千円の保証期間付き終身年金となります。

注) 現在、残余財産が最終的には確定しておりませんので、すべて概算額であり、確定額を示したものでは ありません。又、分配金の表記が「0千円」となっている方は、概算額が千円未満であることを示して います。

一時金、年金(通算企業年金)の支給は、残余財産の確定後(○○年○○月頃予定)、以下のように行います。

○ 一時金を選択される場合

各者の分配金額の確定後、当基金が最後に年金をお振り込みした口座に入金されますが、口座を変更される場合は、「分配金選択申出書」に受取口座をご記入下さい。詳細はお振込み時期に〇〇信託銀行(生命保険会社)より「一時金の支払通知書」、「一時金の支払調書」が郵送されますのでご確認下さい。(一時金での分配金受取りは一時所得となります。一時金の収入金額が50万円を超える方は確定申告が必要です。)

○ 年金(通算企業年金)を選択される場合

各者の分配金額の確定後、連合会に分配金を移換いたします。その後、受給権発生者に対し、請求できるとき(性別・生年月日に応じて $60\sim65$ 歳)になりましたら、「企業年金連合会 老齢年金裁定請求書」が連合会から送られます。(支給開始年齢に到達した月の翌月分から支給されます。なお、すでに連合会が移換額を受けたときの年齢が支給開始年齢に達しているときは、分配金の移換月の翌月分から支給されます。)

分配金を移換した後、連合会から通知がありますのでご注意下さい。

なお、年金額の多寡に係らず一律7.5%相当が課税され、復興税も併せて源泉徴収されます。(扶養親族等申告書は提出できません)

<u>通算企業年金を選択した場合、支給開始時期まで一時金への選択替えを行うことはできません。</u> 添付の『通算企業年金のおすすめ』を良くお読みの上、一時金か年金かの選択をして下さい。

通算企業年金につきましては、企業年金連合会規約に定められています。

企業年金連合会規約は、企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

企業年金連合会ホームページ https://www.pfa.or.jp/

「通算企業年金のおすすめ」パンフレット

【解散日:平成29年4月1日以降】

https://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin_tsusan/files/pamph_h290401_02.pdf

通算企業年金額は年金試算シミュレーションで試算ができます。

https://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php

※今後、当基金からの通知・案内等が確実にお手元に届くように住所・氏名が変更になった場合は必ずご連絡をして頂きますようお願いいたします。

この件に関するお問い合わせ先

○○○○厚生年金基金

 (電話番号) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

(担当者名) ○○○

〇〇年〇〇月〇〇日

○○○○○厚生年金基金清算人 ○○○○ 殿

氏	名	
基礎年	金番号	
電 話	番号	

分配金選択申出書

私、_____は、分配金の受取方法を下記のとおりとします。

	時金として受け取る	
年	金(通算企業年金)として受け取る	\vdash

どちらか1つの受取方法に ○印を付けてください

- 一時金で受け取られる場合は一時所得となります。
- 一時金の収入金額が50万円を超える方は確定申告が必要です。

一時金として受け取ることを選択した方は、受取口座をご指定下さい。(年金受取口座と同様の場合は記入不要)

1.女/								
	4. t. 34. t	フリガナ						
口座等								
金	金融機関名						銀行 信組 労金	信金農協
金融機関	支店名						本店 支店	出張所
)	預金種別	普通 当座	口屋	医番号				
(ゆ)		記号		1		0		
便 ちょ 金)	自動受取	番号						1

上記項目をご記入のうえ、同封の封筒でご返送願います。

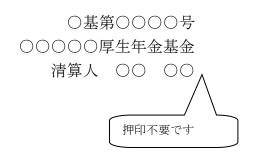
※ゆうちょ銀行(郵便貯金)での受取りを希望される方は、お手数ですが当基金までお問い合わせ下さい。

仮申出する月の1~5日を 記入してください。

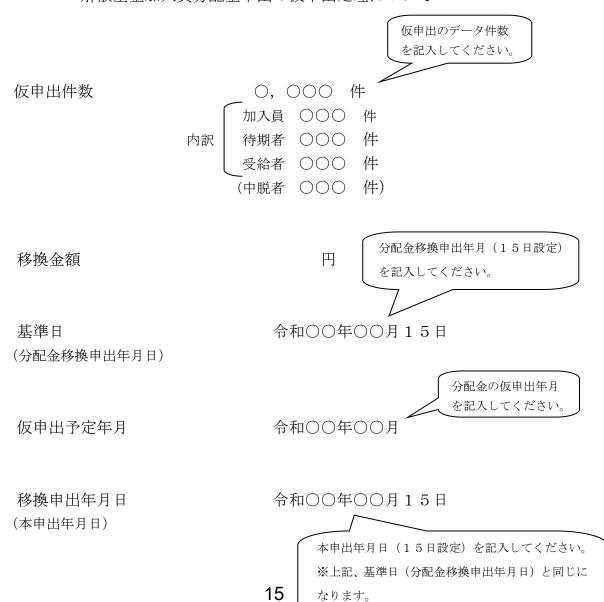
令和○○年○○月○○日

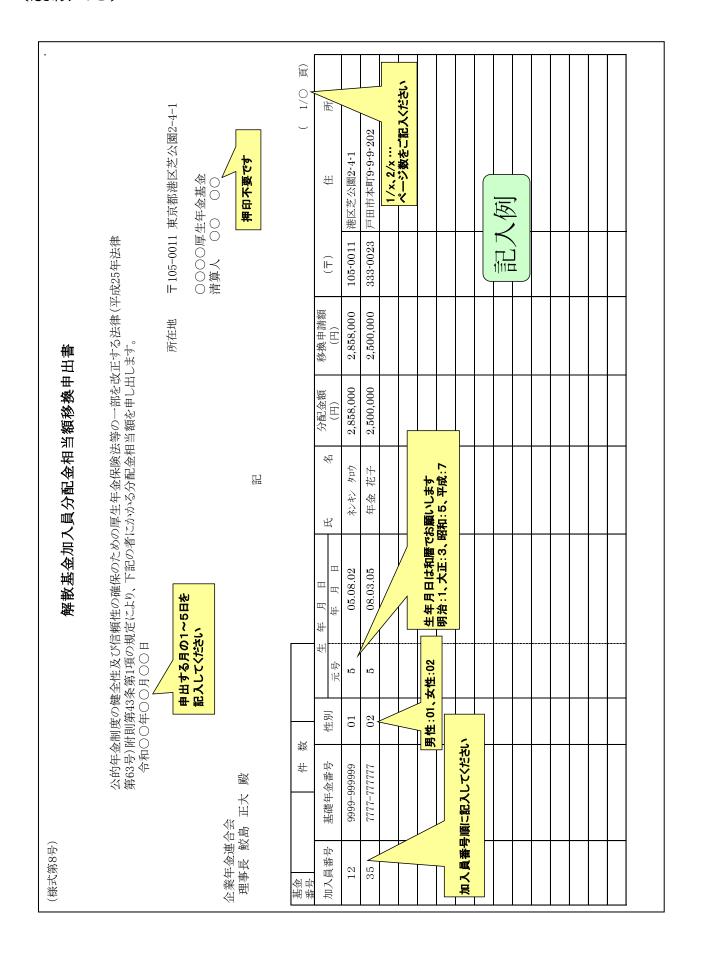
企業年金連合会

年金サービスセンター長 殿



解散基金加入員分配金申出の仮申出処理について





<i>μ</i> πΨ <i>ι</i> ++ Λ [→	□ /\ ¬¬ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	/ ∧ →ı — \
		/ /> = +
		1/=*±T-7/-1
- 刀干 H人 /十~ N/、/J H / 丶	.員分配金相当額移換申出書	

	川八貝分配金作 件数	当額移換甲出書(合計 金額	「衣 <i>)</i> 備考
	计数	並 帜	1
			2
3 3 3 3 3 8 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8			3
④分配金相当額移換申出額の合計			4=1+2+3
⑤分配金を一時金選択した者 ※⑥に該当する者は除く			⑤※⑪の供託を除いたものを記入 してください。
⑥分配金の一部を一時金選択した者 ※分配金の一部は連合会へ移換			⑥※金額は、一時金支払額のみを 記入してください。
⑦一時金支払額の合計			7=5+6
⑧分配金の全額を確定給付年金制度へ移行した者			8
⑨分配金の一部を確定給付年金制度へ移行した者※拠出金の一部は連合会へ移換			⑨※金額は、確定給付年金制度へ 移行した額のみを記入してください。
⑩確定給付年金制度移行者の合計			(i)=(8+(9)
①分配金の全額を確定拠出年金制度へ移			
行した者			(1)
②分配金の一部を確定拠出年金制度へ移行した者 ※拠出金の一部は連合会へ移換			⑩※金額は、確定拠出年金制度へ 移行した額のみを記入してください。
⑬確定拠出年金制度移行者の合計			(3=(1)+(2)
個分配金の全額を中小企業退職金共済制 度へ移行した者			(4)
⑤分配金の一部を中小企業退職金共済制度へ移行した者 ※拠出金の一部は連合会へ移換			⑤※金額は、中小企業退職金共済制度へ移行した額のみを記入してください。
⑥中小企業退職金共済制度移行者の合計			(6)=(4)+(5)
⑰供託			(1)
⑱総計(分配された残余財産額)			※ (件数) ®=④+⑤+⑧+⑪+⑭+⑰ (金額) ®=④+⑦+⑩+⑬+⑯+⑰
(注) ④のうち中脱移換済の者			基金規約による脱退一時金差止者等

解散基金加入員分配金の申出について

1. 磁気媒体の仕様

1. カートリッジ磁気テープ・DVDフォーマット

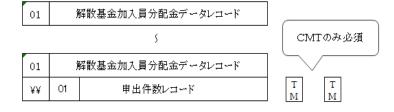
(1) 磁気媒体の仕様

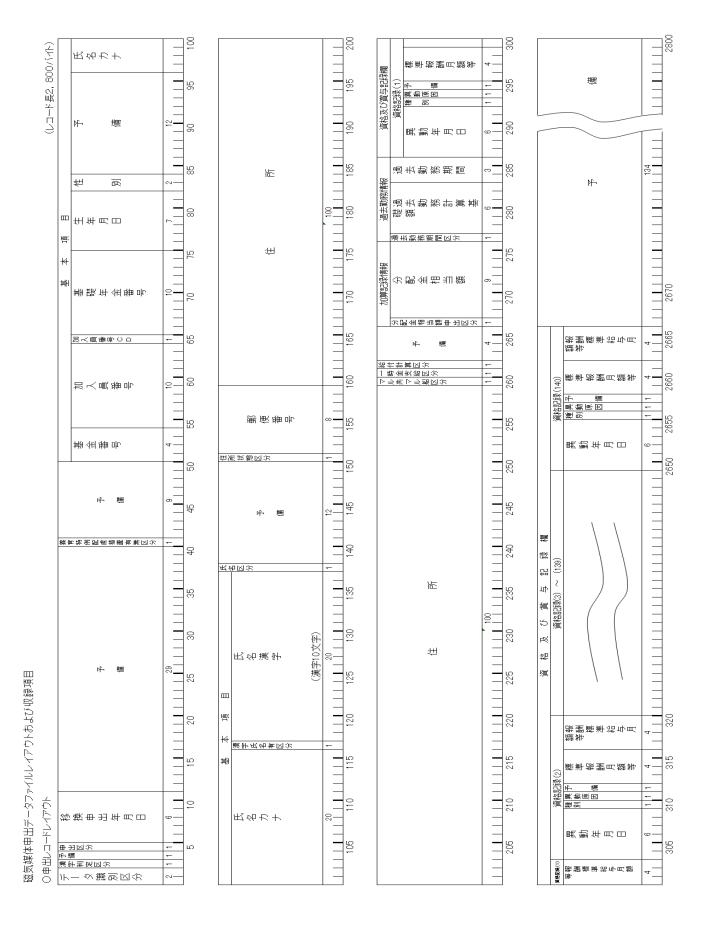
	収益メリカ本日本ペントエキオ			
項番	項目	CMT(標準規定)	DVD(標準規定)	備考
1	記録密度	76,000BPI		
2	IBG	2. Omm		
3	レコード長	2,800byte	2,800byte	固定長
4	ブロック長	28, 000byte		
5	ファイル形式	FB (固定長)		
6	11 } **	EBCDIK	EBCDIK	<漢字部分のコード> ア・漢字項目については、KEISコード又はJISコードを使用する イ・漢字の水準については、第2水準までとする ウ・漢字のバージ式がは、KEIS90、JIS90とする エ・JISコードの政行コード(CR. LF)は付けないこと
7	ラベル形式	<i>/</i> ンラベル		
8	データ圧縮	なし	なし	
9	トラック数	36トラック		

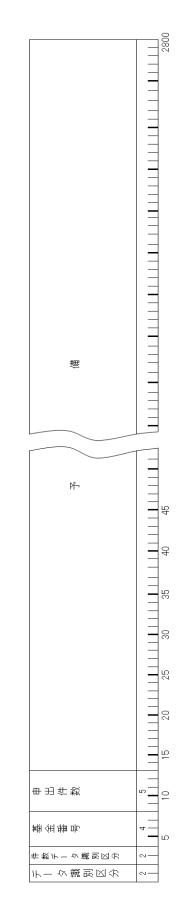
- (注1) カートリッジ磁気テーブの規格については以下のとおり ISO規格番号……ISO9661

 - JIS規格番号……×6123-1996
- (注2) DVDの推奨規格については以下のとおり(また、記録形式はUDF形式とする)
 - DVD-R, DVD-RW
- (注3) データ圧縮機能は不可とする。

(2) データの格納







数字4桁 上位の0は省略しない。 数字5桁 上位の0は省略しない。 **₩** 「¥¥」を固定 「01」を固定 SPACE (約 图 2,787 4 \sim ш 凐 件数データ識別区分 データ識別区分 基金番号 中出件数 靊 严 വ

甲出件数レコードレイアウト及び項目内容

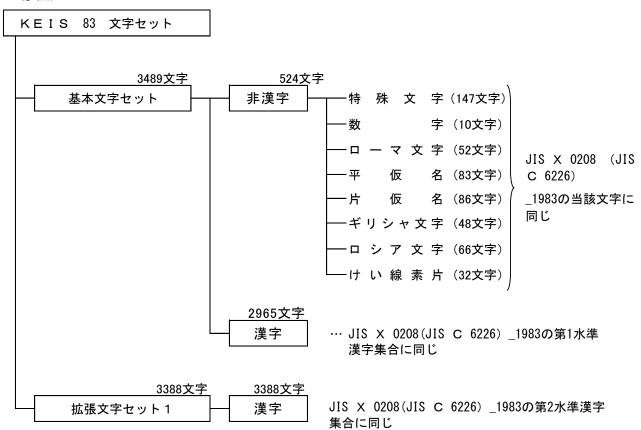
項目内容(磁気媒体の移換申出レイアウト)

	_		バ仆	
項番	項 目	バイ数	位置	内 容
1	データ識別区分	2	1	「0 1」を固定
2	漢字判定区分	1	3	KEISコードの時…16進で「F1」 JISコードの時…16進で「F2」 漢字を使用していない時…16進で「F1」
3	予備	1	4	SPACE
4	申出区分	1	5	SPACE
5	移換申出年月日	6	6	元号無しの和暦とする。(平成換算暦とする)
6	予備	29	12	SPACE
7	養育特例配慮措置有無区分	1	41	数字1桁 無…0 有…1
8	予備	9	42	SPACE
9	基金番号	4	51	数字4桁 上位の0は省略しない。
10	加入員番号	10	55	数字10桁 上位の0は省略しない。
11	加入員番号CD	1	65	数字1桁 使用していない基金はSPACEとする。
12	基礎年金番号	10	66	数字10桁
13	生年月日	7	76	元号有りの和暦とする。 明治…1 大正…3 昭和…5 平成…7
14	性別	2	83	男…01 女…02
15	予備	12	85	SPACE
16	氏名カナ	20	97	EBCDIKコードを使用する。左詰めで氏と名の間は1文字 SPACEをあける。カナ小文字は使用しないこと。
17	漢字氏名有区分	1	117	無…0 有…1
18	氏名漢字 (漢字10文字)	20	118	漢字氏名有区分が無(0)の時は全角のSPACE 漢字氏名有区分が有(1)の時はKEIS又はJISコードを使用する。 左詰めで、氏と名の間は1文字分全角のSPACEをあける。
19	氏名区分	1	138	日本人の名前(氏と名の間のSPACEが1文字)…SPACE それ以外…1
20	予備	12	139	SPACE
21	住所状態区分	1	151	住所不明・・・0 住所がカナである・・・1 住所が漢字である・・・2
22	郵便番号	8	152	住所状態区分が住所不明(0)の時はSPACE 住所状態区分が住所カナ(1)又は漢字(2)の時は先頭7桁は数字で左詰め。後ろ1桁はSPACE。ハイフン(ー)は使用しない。
23	住所	100 (50)	160	住所状態区分が住所不明(0)の時はSPACE 住所状態区分が住所カナ(1)の時はカナでEBCDIKコードを使用する。住所状態区分が住所漢字(2)の時は数字でKEIS又はJISコードを使用する。
24	マル共マル船区分	1	260	マル共・・・1 マル船・・・2 それ以外・・・SPACE
25	一時金支給区分	1	261	「2」をセット

(別紙 45)

	-			
26	給付計算区分	1	262	「2」をセット
27	予備	4	263	SPACE
28	分配金相当額申出区分	1	267	「1」をセット
29	分配金相当額	9	268	数字9桁 上位の0は省略しない。
30	過去勤務期間区分	1	277	SPACE
31	過去勤務計算基礎額	6	278	SPACE
32	過去勤務期間	3	284	SPACE
	資格記録欄(1件分)	(繰返し1	40回)	暦年順最大140件分とし、140件を満たない場合は残りをSPACEとする。 なお、 140件のうち、加入記録(給与記録)の最大件数は100件、賞与記録の最 大件数は40件である。
	(1) 異動年月日	6	287	元号無しの和暦とする。(ただし、令和の場合は平成換算暦とする)
33	(2) 種別	1	293	男…5 女…6 坑内員…7
33	(3) 異動原因	1	294	資格取得…1 改定…3 賞与…S 資格喪失…4
	(4) 予備	1	295	SPACE
	(5) 標準報酬月額及び標準賞 与額	4	296	数字4桁 上位のOは省略しない。 資格喪失の場合はSPACE
	(6) 報酬標準給与月額及び賞 与標準給与額	4	300	数字4桁 上位のOは省略しない。 資格喪失の場合はSPACE
34	予備	134	2667	SPACE

(参照)



令和○○年○○月○○日

企業年金連合会 年金サービスセンター長 殿

○○○○厚生年金基金清算人押印不要です

企業年金連合会へ申出した移換前の死亡者に対する分配金相当額の 返還の同意について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 63 号) 附則第 43 条第 1 項の規定による解散基金加入員等の分配金相当額 の移換申出について、清算結了後に移換前の死亡が判明した者については、清算人に代わって、 企業年金連合会が、当該の解散基金加入員等の遺族に対し分配金相当額について、返還するこ とに同意します。

なお、遺族が清算人に代わって、企業年金連合会から、分配金相当額について返還されることに同意しなかった場合、この限りではないことを申し添えます。

Ⅲ 通算企業年金について

1. 通算企業年金の仕組み

(1)基本的仕組み

連合会は、解散基金加入員に分配すべき残余財産の移換を受けたとき、当該移換を受けた額(以下「連合会移換額」という。)を原資とする年金(通算企業年金)を支給します。

(2)支給開始年齢および終身年金

通算企業年金は、65 歳支給開始です。ただし、生年月日によって次のように 60 歳から 64 歳となる場合があります。また、支給開始年齢に到達した月の翌月分からの支給となります。

なお、連合会が連合会移換額を受けたときの年齢が支給開始年齢に達しているときは、分配金の移 換月の翌月分から支給されます。通算企業年金は繰上げ支給することが可能ですが、減額されます。 また、**通算企業年金は終身支払われます。**

支給開始年齡

【男子】

昭和28年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和36年4月2日以降に生まれた方	65歳

【女子】

昭和33年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和41年4月2日以降に生まれた方	65歳

【坑内員(坑内員としての厚生年金の被保険者期間が15年以上ある方)】

昭和33年4月1日までに生まれた方	
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和41年4月2日以降に生まれた方	65歳

ポイント1

支給開始年齢が61歳以上の方は、60歳に達した日以降であって支給開始年齢に 達する前に通算企業年金の支給開始時期を繰り上げて請求することもできます。 この場合も通算企業年金は終身支払われますが、年金額は減額されます。

(3)事務費

連合会が連合会移換額を受けたとき、①定額事務費(受付、移換完了通知書送付などに要する経費)②定率事務費(データ管理、振込手数料などに要する経費)が、移換時に連合会移換額から一括控除されます。

定率事務費は、連合会移換額、連合会移換額を移換する月の末日における年齢、性別および支給 開始年齢に応じて異なります。

①定額事務費 → 一律 1,100 円

②定率事務費 → 上限 33,000 円

(4)保証期間

保証期間中の死亡により年金を受け取ることができなくなった場合や、年金での受取りから一時金での受取りに代えた場合には、残りの保証期間に応じて死亡一時金や選択一時金を受け取ることができます。通算企業年金の保証期間は支給開始から80歳までとなります。ただし支給開始年齢が65歳以降の場合は次に示す保証期間となります。

65 歳以降支給開始の通算企業年金の保証期間

保証期間
15年
14年
13年
12年
11年
10年
9年
9年
8年
8年
7年
7年
6年
6年
5年
5年
4年
4年
3年
3年
2年
2年
1年

⁽注)年齢に1歳未満の端数月がある場合の保証期間は次式による。

 $A歳B月の保証期間=A歳の保証期間+{(A+1)歳の保証期間-A歳の保証期間} <math>\times B/12$

(5)一時金

①選択一時金

あなたに次に掲げるいずれかの事情がある場合には、通算企業年金の受給に代え選択一時金を受給することもできます。**ただし、通算企業年金の支給開始時期までは、どのような理由であっても選択一時金を受給することはできません。**

- (ア) あなた又はあなたの属する世帯の生計を主として維持している方が、震災、風水害、火災 その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受 けた場合
- (イ) あなたが債務を弁済することが困難な場合
- (ウ) あなたが心身に重大な障害を受け、又は長期間入院した場合
- (エ) その他(ア)~(ウ)に準ずる事情がある場合

ポイント2

年金が支給開始される前の裁定請求時に、選択一時金を選択した場合、移換から選択一時金の請求までの期間が短いと、一時金の額が連合会移換額を下回る場合があるため、連合会移換額から事務費を控除した額を最低保証額としています。

なお、裁定請求時に通算企業年金の半分(50%)を年金、半分(50%)を一時金として選択することもできます。

ポイント3

年金が支給開始された後に選択一時金を選択した場合、最低保証が適用されない ため、年金支給開始から選択一時金を選択するまでの年金受取総額と選択一時金額 を合わせても、連合会移換額よりも少なくなる場合があります。

もちろん通算企業年金は終身年金ですので、長生きをして年金として受け取り続けることで受取総額は連合会移換額を上回ってきます。

ご自分で試算されることをお勧めします。

②死亡一時金

年金の支給開始年齢前または保証期間内に亡くなられた場合には、遺族の方に死亡一時金が給付されます。

ポイント4

年金支給開始年齢前に亡くなられた場合、選択一時金と同様に、連合会移換額から 事務費を控除した額を最低保証額としています。

ポイント 5

年金支給開始年齢後に亡くなられた場合は、死亡一時金額の最低保証はありません。 このため、年金支給開始から亡くなられるまでの年金受取総額と死亡一時金額を合わせても、連合会移換額よりも少ない場合があります。

(6)通算企業年金の税制および源泉徴収

①移換時

残余財産の分配金相当額の連合会への移換にあたっては、非課税となります。

②給付時

厚生年金基金の残余財産の分配金相当額をもとに連合会から支給される通算企業年金は、年金の支給額の多寡にかかわらず、源泉徴収の対象となり課税されます(公的年金等控除の対象)。ただし、加入者等が負担した掛金がある場合には、その掛金に相当する額(本人拠出相当額)は課税の対象となりません。

<源泉徴収税額の計算式>

源泉徴収税額= {年金支給額*-控除額(年金支給額*×25%)} ×10% ≒年金支給額*×7.5%

*加入者等が負担した掛金がある場合には、本人が拠出した掛金に見合った額が年金支給額から控除されます。

※「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間に生ずる所得について源泉徴収税を徴収する際、「復興特別所得税」として所得税率に100分の2.1の税率を乗じて計算した率を加えて源泉徴収することとなります。

注意:税制については、今後の法律改正に伴い変更となる場合があります。

Ⅳ【付録】

企業年金連合会ホームページに掲載されている「年金試算シミュレーション」へのアクセス方法

年金試算シミュレーションの画面に年金試算条件を入力することにより以下の項目が表示されます。

- ・年金原資(脱退一時金相当額または残余財産分配金)を企業年金連合会に移換した方が、 将来終身にわたって受け取ることができる「通算企業年金」の年金額
- ・支給開始される年齢
- 分配金を連合会に移換した時に控除される事務費

「年金試算シミュレーション」へのアクセス方法

★年金額と事務費が計算できます

① <u>企業年金連合会ホームページ</u> (https://www.pfa.or.jp)「これから年金を受給する方」をクリック





- ② 「年金試算シミュレーション」をクリック
 - **る** これから年金を受給する方



③「年金試算条件」を入力後、「試算」をクリック

「年金額」、「支給開始年齢」、「事務費額」の試算結果が表示されます。

★ ホーム > 企業年金のしくみ/連合会年金 > 年金試算シミュレーション

年金試算シミュレーション

年金原資(脱退一時金相当額または残余財産分配金)を企業年金連合会に移換した方が、将来終身にわたって受け取ることができる「通算企業年金」の年金額につきましては、下記の年金試算条件を入力いただきますと試算ができます。ご参考の上、是非とも年金化をご選択いただきますようご案内いたします。

年金原資を企業年金連合会に移換できる方

- 1. 加入していた厚生年金基金または確定給付企業年金を脱退した方
 - 下記の条件に該当する方で、かつ、脱退を支給理由とする一時金(年金原資)を受け取ることができる場合は、年金原資を企業年金連合会に移換することにより、将来、年金(通算企業年金)として受け取ることができます。
 - 退職などによりご自身が加入されていた厚生年金基金または確定給付企業の加入資格を喪失した方
 - 規約で定める脱退一時金を受ける要件を満たしている方
- 2. 加入していた厚生年金基金または確定給付企業年金が解散・制度終了した方

解散・制度終了したことにより残余財産分配金を受け取ることができる場合は、年金原資を企業年金連合会に移換することにより、将来、年金(通算企業年 金)として受け取ることができます。

年金試算条件

※数字は全て半角で入力してください。

生年月日 必須	西暦 > 日 (半角入力)
脱退一時金相当額または 残余財産分配金の額 <mark>必須</mark>	円 (半角入力 コンマは不要)
性別 必須	○ 男性 ○ 女性
資格喪失年月日(退職日) (注記1) または基金の解散日・制度の終了日 必須	西曆 ✓ 月 1 ✓ 月 (半角入力)
移換を申出する予定の年月 (注記2、3、4) 必須	西暦 > 年 1 > 月 (半角入力)
過去に通算企業年金として連合会に移換して そのままにしている (ポータビリティで他に移換していない) 必須	○はい ○ いいえ

注記1	資格要失年月日は、規約により退職日の翌日となる場合があります。
λ <u>‡</u> μ Ω Ι	具作技大十万口は、流利により返職口の登口とはも場合かのります。
注記2	企業年金連合会に対し脱退一時金相当額または残余財産分配金の移換を申出する予定月。
注記3	15日を過ぎて申出する場合は、翌月を入力してください。
注記4	移換申出年月の翌月が移換年月(実際に年金原資を移す年月)となります。





厚生年金基金の残余財産分配金移換等事務 事務処理要領

平成26年 4月 初版

平成27年 5月 改定

平成28年10月 改定第2版

平成29年11月 改定第3版

令和 2年 6月 改定第4版

令和 3年 1月 改定第5版

発行 企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係

〒105-8771 港区芝公園 2-4-1

芝パークビルB館10階

電話 03-5401-8732

FAX 03-5401-8740

E-MAIL <u>kaisan@pfa.or.jp</u>